

## 出席停止（公欠）の判断基準（インフルエンザ・新型コロナ）

（短期大学部）

### ■ インフルエンザの場合

インフルエンザと診断された場合は、発症日を0日目とし、その後5日間（計6日間）かつ、解熱剤を内服しないで解熱した日を含めて3日間平熱が続くまでの期間を出席停止とします。

- 【注意】
- ・発症日とは、病院を受診した日ではなく、発熱等の症状が始まった日です。
  - ・解熱とは、解熱剤を使用せずに平熱であることを意味します。なお、朝のみ解熱剤を服用し、夜までに平熱に戻った場合にはその日を解熱日とします。

発症 解熱	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に解熱	発症	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可		
2日目に解熱	発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可		
3日目に解熱	発症	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可		
4日目に解熱	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
5日目に解熱	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

### ■ 新型コロナウイルス感染症の場合

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、発症日を0日目とし、その後5日間（計6日間）かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間を出席停止とします。

ただし、無症状の場合は、陽性が判明した日を0日目とし、その後5日間（計6日間）を出席停止とします。

- 【注意】
- ・発症日とは、病院を受診した日ではなく、発熱等の症状が始まった日です。
  - ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、10日間が経過するまでマスク着用等の感染対策を徹底してください。

発症 復調	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1日目に復調	発症	復調 ※解熱	軽快後 1日	療養	療養	療養	登校可	
2日目に復調	発症	症状あり	復調 ※解熱	軽快後 1日	療養	療養	登校可	
3日目に復調	発症	症状あり	症状あり	復調 ※解熱	軽快後 1日	療養	登校可	
4日目に復調	発症	症状あり	症状あり	症状あり	復調 ※解熱	軽快後 1日	登校可	
5日目に復調	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	復調 ※解熱	軽快後 1日	登校可

### ■ 感染症の疑いがある場合

- ・風邪症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある場合は受診、検査を推奨します。登校を控え、状況を報告フォームへ入力し、健康観察表に記録してください。検査が陰性だった場合も感染症の疑いとして出席停止とします。
- ・原則として、発熱の症状があった場合には解熱後2日、その他の症状の場合には軽快した後1日を経過するまで登校を控えてください。学生室、保健室で状況を確認し、出席停止の判断をします。